

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第38回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年2月24日（火）13:58～15:01
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、
菅 美千世、多賀谷 一輝、永峰 好美、南雲 弘行、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

武田 博之（郵政行政部長）
川野 真稔（郵便課国際企画室長）
菱沼 宏之（貯金保険課長）
後藤 慎一（信書便事業課長）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

ア 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画及び信書便約款の変更の認可について【諮問第1109～1111号】

イ 国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可について【諮問第1112号】

ウ 国際郵便約款の変更の認可について【諮問第1113号】

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ご参加いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。本日は、委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、一部非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

最初の議題の審議が非公開になりますので、最初の議題終了後、傍聴者の入室がでございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項3件でございます。

はじめに、諮問第1109号から1111号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画及び信書便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○後藤信書便事業課長 はい。信書便事業課長、後藤でございます。資料38-1の束をご覧ください。別紙1をご覧くださいと思います。

1ページ目ですが、申請者及び提供サービスの概要でございます。今回、まず北海道で1者、それから関東で4者、近畿で1者、中国で1者の計7者となっております。事業者番号1、赤帽北海道軽自動車運送協同組合につきましては、札幌、旭川といったような支部ごとに許可を従前取得していたところでしたが、平成25年9月30日にいったん事業を廃止しまして、その上で、今般、赤帽北海道軽自動車運送協同組合一体として許可を申請するものでございます。

それから、事業者番号2、ワールドコーポレーション株式会社でございますが、こちらにつきましては、昨年の7月に許可を取得いたしました。その時はワールド商事株式会社という会社でしたが、その後、関連会社に吸収合併されまして、いったん事業を廃止しております。今般、改めてワールドコーポレーション株式会社として許可を申請するものでございます。

その他、新規7者の主な事業につきましては、貨物運送業、警備業のほか、今回、事業者番号4番でございますが、臨床検査業から初めて参入をしております。また、7番でございますが、小売業から消費生活協同組合の参入も、初めてでございます。

提供サービスの概要につきましては、官公庁、医療機関、あるいは大学等からの役務が見込まれているところでございます。

それから、3ページでございますが、事業計画の変更の認可申請につきましても1者でございます。2号役務において、巡回サービスなどの引受けの方法、それから提供区域の追

加を行うということで申請が上がっているものでございます。

以下、法律の要件に沿いまして、その要件の該当性についてご説明してまいりたいと思います。別紙2-1と別紙2-2、こちらが審査をした概要でございますので、こちらも見てくださいながら、以下のご説明、別紙1をベースにいたしますので、お聞きいただければと思います。

まず、事業の遂行上、適切な計画であるか否か、信書便法第31条第2号でございますが、これに該当するかどうかということでございまして、別紙1の4ページをご覧ください。信書便事業の収支見積ということでございます。

まず、これにつきましては、収入といいますのは、契約が見込まれる者との間で予定する契約額又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出しております。顧客の業種でありますとかニーズによりまして、信書便物の中身そのものや利用見込通数、あるいはセキュリティレベル、手間暇のかけ方等が異なりますので、単価には開きが生じております。

個別にいくつか申し上げますと、事業者番号2のワールドコーポレーション株式会社におかれましては、実は去年の7月と事情は同じでございますが、フラワーショップに業務委託を行って、慶弔のお花と信書を組み合わせて、信書便物への需要を見込んでいるものでございます。

それから、事業者番号4の京浜予防医学研究所につきましては、これは例えばマンモグラフィフィルムとその判定結果、所見といったようなものを一体として、医療機関間を送達するものでございます。

なお、3号役員につきましては、すべて1000円超という法令の要件を満たしておりますので、併せて念のため申し添えさせていただきます。

それから、次に6ページでございますが、支出及び利益の部でございます。こちらにつきましては、事業開始予定日から事業年度末までを初年度として、それからその翌年度も対象にして、それぞれ算出、試算しているものでございます。

信書便事業支出、こちらの欄につきましては、項目ごとに積み上げた額、又は兼業する、例えば貨物運送業あるいは旅行業等との案分による額ということになっております。具体的な特徴で言いますと、例えば事業者番号1番、2番あたりのところにつきましては、
おります。

それから、信書便の事業営業利益でございますが、こちらにつきましては、信書便事業収入から信書便事業の支出合計を差し引いた額でございます。全事業者においてプラスとなっております。

それから、当期純利益の欄でございますが、こちらにつきましては、会社全体の利益でございます。いずれもプラスとなっております。

信書便事業支出を、兼業する事業との案分で算出している場合に、その全体事業収入に占める信書便事業収入の割合が小さいほど、信書便事業の営業利益率が高めに出てまいり

ますが、いずれの事業者につきましても、信書便事業営業利益、それから当期純利益ともにプラスと見込まれておりますので、事業収支に特段の問題は見受けられず、妥当と判断しております。

それから、前後いたしますが、12ページをご覧いただけたらと思いますが、3時間審査でございます。こちらの美敏エクスプレスが、岐阜県的美濃加茂市においても2号役務で、3時間以内で役務を提供する申請を今回しております。これにつきましては、現地の道路事情等を踏まえまして実測、それから交通情報サービスによって、配送車両による3時間以内の役務提供が立証されております。こちらは、美濃加茂市内において、今、美敏エクスプレスは1号役務を行っていますが、2号役務についてもこれから行ってきたいと

と
というような見込みを持って、今回、このような追加の申請をしてきています。

このほかの各社より申請のありました役務内容でございますけれども、大きさ、重さ、それぞれ1号から3号までの役務の種類に応じた法の規定に適合してございます。また、先ほどもちょっと申し上げましたが、業務委託、いわゆる特別な事情で業務の一部を委託するものでありましても、責任の所在を明らかにするという意味で、第三者への再委託は禁止されておりますけれども、こちらにつきましても、きちんと、再委託はしませんということで定められておりますので、当方としましては、全体として、事業遂行上、適切な計画を有するものであるとの判断を、しているところでございます。

以上が大きな1つ目の点ですが、2つ目が、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否か、信書便法第31条第1号の観点からご説明申し上げます。10ページをご覧いただけたらと思います。引受け及び配達の方法でございます。ご覧いただきますと、各社とも引受けの方法が明確となっております。

また、後ほどお諮りいたします諮問第1111号とも関連いたしますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から引き受けることとされておりますし、配達につきましてもその方法が明確に記載されておまして、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達して、受取人に直接引き渡して、あるいは郵便受箱へ投函するとしております。

また、業務の一部を委託する場合におきましては、業務委託者において、受託者に信書便管理規程の遵守規定等も課されております。これらを踏まえまして、事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しているところでございます。

それから、最後、3点目でございますが、事業を的確に遂行するに足る能力を有するか否かでございますが、これは信書便法第31条第3号でございますが、これにつきましては9ページをご覧いただけたらと思います。資金計画でございます。直近の決算年度におきまして、新規7者とも債務超過の状況にはございません。純資産の額はプラスとなっております。

また、事業開始に要する資金につきましては、人件費2カ月分、賃借料1年分、車両等

の取得価格等の合計額ということでございまして、先ほどと同様、項目ごとに積み上げた額等によって案分しておりますが、各社とも全額自己資金による調達が可能である見込みでございまして、財産的基礎は十分であると判断しております。

また、後ほどの諮問第1111号とも関連しますが、秘密保護を目的とする信書便管理規程において、信書便管理者の事業場ごとの選任でありますとか、秘密保護に配慮した作業方法などの職務内容が明確に記載されておりますので、秘密保護のための管理体制を整備するための能力も十分にあると考えているところでございます。

その他、自動車等の輸送手段を使用する場合に必要な許可等も取得済みでございますので、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものと考えております。

以上、まとめまして、各社とも信書便法の規定に基づく許可の基準に適合しておりますので、また加えて、欠格事由に該当しないということも確認してございますので、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可ということをする事としてお諮り申し上げたいと思っております。以上が諮問第1109号でございます。

続きまして、諮問第1110号、信書便約款の設定等の認可でございまして、こちらは資料38-2をご覧いただければと思います。こちらを審査した結果が別紙2-1と別紙2-2でございます。こちらが役務の名称・内容、それから信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件、送達日数、料金收受の方法等について、いずれも適正かつ明確に定められていると認められます。また、特定の者に対して不当な差別的取扱いをする規定もないことも認められますので、法令上の基準に適合してございますので、認可することとしてお諮り申し上げたいと思っております。

それから、最後に諮問第1111号でございまして、資料38-3でございます。こちらが信書便管理規程の設定の認可ということでございまして、こちらを審査した結果が別紙2でございます。

それで、こちらにつきましては、事業許可、それから事業計画変更認可のところでも申し上げましたけども、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かということでも申し上げましたが、信書便管理者の選任、それから信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、それから事故発生時等の措置、教育訓練等々、事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護について、各社とも適切に記載されてございますので、法令上の基準に適合するものと考えられますことから、認可することとしてお諮り申し上げたいと思っております。

以上、まとめますと、今回、許可申請が認められた暁にはということでは参入状況をまとめましたものが、参考1でございます。前回の分科会でお諮り申し上げたところからの比較で申し上げますと、2者が事業を停止されて、今回、7者が参入されるということになりますので、5者が増加しまして、計436者ということで、本日、お諮り申し上げます。

こちらの方からのご説明は以上でございます。どうぞご審議方、よろしく願います。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質

問ございませんでしょうか。よろしいですか。

ご意見ございませんので、諮問第1109号から第1111号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように答申することといたします。

それでは、次に移りますが、ここで傍聴者の方々に入室をさせていただきます。

(傍聴者入室)

次に、諮問1112号「国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○菱沼貯金保険課長 はい。貯金保険課長の菱沼でございます。お手元の資料、38-4の資料に基づいてご説明させていただこうと思います。38-4の後に38-4-1とございますが、こちらが諮問書でございます。それから38-4-2というのがございまして、こちらが管理機構からの認可申請書でございますが、説明につきましては、この後に38-4-3という、中盤以降に10ページもので資料をまとめておりますので、こちらで申請の概要と審査結果について説明させていただければと思います。資料38-4-3という、平成26年度国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可申請の概要及び審査結果、こちらをご覧いただければと思います。

国際ボランティア貯金の寄附金配分でございますが、経緯を申し上げますと、平成3年から全国の郵便局で行っていたものでございまして、郵政民営化に伴いまして、平成19年9月の末で、郵便局での国際ボランティア貯金の取扱い自体は終了しているところでございます。平成19年10月から、④のところでございますが、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、こちらが民営化以前の日本郵政公社から寄附金をおよそ20億円弱を引き継ぎまして、毎年度、民間の援助団体に配分しておりました。平成24年度分をもちまして、20億円弱の金額すべてについて配分が終了したわけでございますが、いったん配分したのから返還されたお金というものがございます。平成26年度、だいたい580万円余りございまして、こちらについて配分を行うということで、認可申請があったものでございます。

この1ページ目の下の方に表がございます。下の方の一番右のところ、平成26年度というところがございます。その3段目を見ていただきますと、配分原資額が583万円、こちらが返還されて残っているものでございます。平成24年度までは少なくとも1億円を超えるような規模でございましたが、平成25年度からは、返還された資金について配分を行っているということで、金額も、それから配分団体数、2段落目にございますが、非常に少なくなっております。

今回の配分案の具体的な内容を2ページ目に記載しております。配分をしたいという団体は、4団体でございます。具体的には、表に③配分団体とございます。4つの団体、まず一番初めの団体でございますが、アジア・アフリカと共に歩む会という団体でござい

す。こちら、平成26年度配分希望のありました事業は、南アフリカで基礎学力と読み書き能力向上のための学校図書の活動の支援を行うものでございます。

それから、2つ目でございますが、幼い難民を考える会という団体でございます。カンボジアで実施するものでございます。こちら、配分希望のあった事業は、就学前の教育の充実のために保育者の方々に研修をすると、それから、教材を配布すると、そういった支援活動をカンボジアで実施するものでございます。

それから、3つ目の団体でございますが、国際開発フロンティア機構という団体でございます。今回、配分希望のあった事業は、モリンガと呼ばれる栄養分を多く含む植物でありまして、主にお茶にして飲まれるものでございますが、これを換金できる作物として栽培・普及させる、そういう活動をフィリピン、ルソン島で実施するものでございます。

それから、4つ目の団体でございますが、シャプラニール＝市民による海外協力の会という団体でございます。シャプラニールというのは、バングラデシュのベンガル語で「スイレンの家」という意味合いでございまして、スイレンというのがバングラデシュの国花であると。そういうことがございます。平成26年度配分希望のありました事業は、バングラデシュの首都のダッカで、家事使用人として働く少女を支援する活動を実施するものでございます。

それから、認可の対象につきまして、この配分団体と配分額のほかに、配分団体が守らなければならない事項として管理機構が定めるものについても対象になってございます。こちら、2ページ目の中段、(2)のところでございますが、例えば配分金の用途の制限に関する事項とございますが、これは目的外の利用を禁止するというところでございます。また、実施計画等の変更等の手続というのは、例えば実施計画が途中で終わった、あるいは金額が少なくて済んだ、そういう場合には管理機構の指示に従って実施計画を変更し、返金等の手続を行うということでございます。それから、配分した資金について経理を行うといったことがございます。こちら、詳細につきましては、この同じ資料の6ページ目に資料1というのがございまして、そちらに詳細は書いてございます。

2ページ目のところでございますが、配分をどのように行ったかということでございますが、同じ2ページ目の下の方に※がございまして、ここに実際に行った配分の方法を記載しております。機構の方では、要件を定めまして、昨年、平成26年9月1日から30日まで公募を行っております。提出された事業計画等を、機構で定めた総合評価項目、これに照らして審査しまして、配分団体としての妥当性を確認しております。また、団体からの申請額について、これも査定基準に照らして査定しまして、各団体が事業を実施する上で最低必要な額、これをヒアリングした上で各団体の配分額を決定しております。

具体的に、総務省が行いました今回の審査でございますが、3ページ目から5ページ目、次のページ以降に記載してございます。3ページ目、詳細ではなく、概要を申し上げますが、3ページ目の方は、法定の形式要件への適合ということで、2項目をまず審査し、適正だと認められると。その真ん中より少し上、配分団体の適正性、こちらにつきまして、

このページで3つ、次の4ページ目で4つ目、こちらについても審査の上、適正であろうと。それから、4ページ目の真ん中のところ、配分金に係る適正性、こちらにつきまして3項目ほど審査しまして、適正であろうと。それから、次の5ページ目になりますが、これは先ほどの、配分団体が守らなければならない事項に係る適正性ということで、こちらでも3点審査しまして、いずれも適正であろうということから、認可することが適当ではないかということで、ご審議をお願いできればと思います。

それぞれの団体、これまで金額の配分を受けたことがある団体ばかりではございます。なるべく使い残しのないように希望しているところではございます。

ご説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願ひいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○永峰委員 はい。

○樋口分科会長 永峰委員。

○永峰委員 返金ということでしたけれども、返金しているのはだいたい何団体なのでしょう。平成25年度、平成26年度は500万円台で、587万、583万と同じぐらいの金額ですが、毎年、返金はこのくらいあるのか教えてください。返金というのは、おそらく、先ほどご説明のありました、配分金の使途の制限に関する条件項目に引っかかるからなのでしょう。その団体によって、いろいろ返金の理由は違うでしょうけれども、どういう理由が挙げられているのか、お伺いすることはできませんでしょうか。

○菱沼貯金保険課長 はい。例えば、日本の方が現地に行って活動の支援を行うといった場合に、予定の回数ほど行かなかったような場合、もしくは現地で活動の方、何人日やるという予定でしたが、実際、それより少なく、早く事業が終わってしまった。例えば、物を配ったりするのが終わってしまったと。そういう場合に、やはり事業を行ってないところについてまでこちらの配分を行うというのは難しいものがございますので、そちらについては、残念ながら返還ということになってしまっております。

なるべく、これはこれから原資が増えるものではございませんので、使い切っていたきたいとは考えておまして、そういった意味からも、既存の、ある程度、この経験でやったことがあるようなところ、さらに、なるべく使い残しがないようにきちんとした計画が立てられるようなところといった観点も見ていただいているところでございます。

○永峰委員 最初にお伺いした、返金しているのは何団体というのはお分かりになりますか。

○菱沼貯金保険課長 約15団体でございます。

○永峰委員 そうしますと、平成25年度、平成26年度の、だいたい587万前後の金額というのが、この2年間、返金としてあるわけですがけれども、今後も続く可能性もあるわけですね。

○菱沼貯金保険課長 はい。ゼロではございませんが、なるべく少なくしていただきたい

というふうには考えております。

この団体は、1億円、2億円のレベルで配分されていた時代に返還がこのレベルあったわけでございます。例えば、平成26年度ということになりますと、これは24年度までに配分決定されたものが、平成25年度に配分・実施され、その一部が平成26年度に返還されまして、配分決定を行うということございまして、1億円レベルの配分を行っていた時代に出てきたもの、それが返還されて、配分原資となつてございますので、今回からは配分の方が少のうございますので、返還の方も少なくなってくるのではないかと、団体数も減っておりますので、期待しているところでございます。

○永峰委員 分かりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 篠崎委員。

○篠崎委員 今のご説明だと、今回の4団体は以前にも受けているわけですね。今回の内容は、全く前回と別のことで申請されているわけなんですか。

○菱沼貯金保険課長 若干違っているところがございます。例えば、アジア・アフリカと共に歩む会ということでは、今回はこの学校図書活動で、例えば平成24年度、平成25年度はございませんで、平成24年度ですと、基礎教育支援のための学校図書館担当教員の研修と図書利用法に関する巡回指導。似ていますが、厳密に一致しているわけではございません。必ずしも、毎年度というところもございまして、この年度とこの年度というふうに分かれているようなところもございまして。

○篠崎委員 それから、最後の団体なのですが、家事使用人として働く少女に対する基礎教育等支援とありますね。

○菱沼貯金保険課長 はい。

○篠崎委員 この働く少女は、およそ何歳ぐらいでしょうか。

就学してないという意味ですか。

○菱沼貯金保険課長 ええ。バングラデシュで、18歳未満で家事使用人としてだいたい42万人ほどいるのではないかとということで推計されておりまして、もちろんこの方全員ではございませんが、そういった18歳未満で家事使用人として働く42万人のうちから支援の対象としているということでございます。

○篠崎委員 18歳未満とおっしゃると、例えばバングラデシュの、何ていうんですか。ここで基礎教育をするわけですね。

○菱沼貯金保険課長 はい。

○篠崎委員 18歳というと、日本で言うと高校。

○菱沼貯金保険課長 そうですね。日本で言うと高校3年生までの間になります。少女ということでございまして、家事使用人で、もちろん成人の家事使用人の方もいらっしゃる

と思いますが、この団体では、少女の方に、例えば文字の読み書きですとか、保健衛生ですとか、あとは料理や刺繍、裁縫と。そういったことも含めて、支援というか、研修等々を行っているということでございます。

○樋口分科会長 ちょっとよろしいですか。私は、およそ15年前バングラディッシュを訪問し、国際ボランティア貯金から寄附を受けているNGOシャプラニール及びアロハシャの活動を視察したことがあります。アロハシャというのは山形のNGO団体で、現地で義務教育を受けることができない生徒のために小学校を開校し、教育を実施しておりました。現地では非常に評判がよく、入学希望者が殺到しておりました。また教育もしっかり行われていました。当時、当地では義務教育未通学者も多く、場合によっては6歳から労働させられているケースもありました。

○篠崎委員 6歳から。

○樋口分科会長 6歳からです。子守とか、家事の補助・手伝いが主でした。

○篠崎委員 6歳からは公に認められちゃっているという感じになっちゃうんですか。

○樋口分科会長 訪問時、優秀な子どもは将来その小学校の教員として育てるように提案したところ、優秀な子ども、特に女兒は12歳でも高い結納金のもとに結婚させられるので無理とのことでした。しかし、この団体は小児の学校教育に多大な貢献をしていました。

このようなNGOが現地の貧困解消の一助になっていることを目の当たりにし、ボランティア貯金の重要性を再認識させられたものです。

○篠崎委員 分かりました。

○南雲委員 いいですか。

○樋口分科会長 はい。

○南雲委員 たまたま私は昨年の4月にネパールに何箇所か行ったんですが、ネパールも同じような状況でして、もう歩ける、そういう時から家族でレンガ工場に小さな家を造って、雨がしのげればいい程度の家を造って、そこで家族が寝泊まりをして、すぐ近くにある工場で夜中から働き始めて、学校に行く状況ではない。雨季になると仕事ができないので、また違った乾季の場所に行って、そこで仕事をして、家族としての収入を得て生活をしているという実態を見させていただいて、今言われたように、当然のことのように行われていると。私も一部、そこで支援している団体におりますので、そういう実際を見て、こういう基礎教育を受けさせる、日本がそういうものに対して手を差し伸べるというのは、大変重要な意義深いものだというふうに、昨年見て、もっともっと、今、政府もかなり力を入れてやっていますけども、ただ、なかなか国の状況によって、そういう援助の手を差し伸べようとしても、そこにいる先生方というのか、そういう方々も少ない部分もありますので、これはこの一部として、大変素晴らしい事業をやられているのではないかなというふうに思います。

○樋口分科会長 ありがとうございます。そのほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。二村委員。

○二村委員 今の高尚な話の次に、ずいぶん軽い話になってしまって申し訳ないのですが、この返還金、だんだん少なくなってくるということですね。最後の1円まで分け切るというような発想でしょうか。

最初に生じた疑問というのは、よく今年の583万円の枠にきれいに収まったなどというのが、まず第一の感想です。数年前までは、2年前までは1億円を分けていたところが、一気に縮小した割には、枠に収まって、いただけない団体が少なくてよかったというような安堵と、どうして収まったのかなということ。それから、だんだん少なくなってきた時に、いくら段階で見切るのかという、その部分、ちょっと教えていただければと思います。

○菱沼貯金保険課長 はい。まず、これは申請された額全部ではございませんで、それを機構の中で見ている、例えば日本の方ですと1日3000円とか、現地の方でしたら、仕事の性質に応じて900、600、300円といった形で、もしくは航空券については90%。そういった査定基準も含めてやっておりますので、申請全額というわけではございません。ですから、原資がないところは配分できませんので、原資の配分の中で合計額を合わせるということでございます。

それから、どこまでということ、これはどのぐらい返還金があるかを見なければ、なかなか即答というのは難しいかもしれませんが、今のところ、返還金がありましたら再配分するという仕組みにはなってございます。

○二村委員 ある程度小さい金額になったら、どこかの団体に寄附をすとか、ほかのそういうようなシステムに統合する。ほかのシステムがあるかどうか分からないですが、統合すとか、そういうことはお考えには、選択肢として、ないでしょうか。

○菱沼貯金保険課長 現状の法律ですとないので、使い切っていただくようなところを見極めるというのが重要かと思っております。

○二村委員 分かりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問ございませんので、諮問第1112号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように答申することといたします。

最後に、諮問第1113号「郵便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○川野国際企画室長 はい。国際企画室長の川野でございます。よろしく願いいたします。

資料といたしましては、資料38-5という資料と、それにくっついております郵便約款変更の認可についてという、右肩に説明資料と書いてございます2つの資料を用いて、

ご説明を差し上げます。

まず資料38-5の方をご覧くださいますと、最初に諮問書がございます。ここにありますとおり、別添のとおり、日本郵便株式会社から郵便約款の変更の認可申請があったということでございます。2枚おめくりいただきますと、別添の郵便約款の変更認可申請書の写しを添付してございます。これにつきまして、1枚戻っていただきますと、別紙ということで、審査の結果、適当と考えておりますので、認可することといたしたいという諮問の内容でございます。

内容につきまして、もう1部の説明資料、郵便約款変更の認可についてという資料に基づき、ご説明を差し上げたいと存じます。

1ページ目は、この認可という制度の仕組みについてご説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

2ページ目からが、具体的な説明の内容でございます。まず1といたしまして、申請理由。近年その濫用の状況が深刻な社会問題となっているいわゆる危険ドラッグ、これは法律上、指定薬物という呼ばれ方をしておりますが、これをはじめといたしまして、法令で輸入等が禁止されている物について、国際郵便約款上の取扱いを明確化するということが理由でございます。

この辺り、もう少し背景を詳しくご説明申し上げますと、次のページに、表にまとめてございます。左側に、いわゆる反社会的な、輸入等が禁止されている物の一覧がございます。現在、社会問題化している危険ドラッグというのは、薬物関係というところに、伝統的な麻薬あるいは大麻といったものの下に指定薬物という欄がございます。こちらが現在、危険ドラッグとして社会問題化している物でございます。従来、麻薬あるいは大麻、こういった違法な薬物の輸入があったわけですけれども、指定薬物というのは、麻薬あるいは大麻という禁止薬物には当たらない、化学式などを少し変えて、この規制に当たらないというような物の濫用が問題になっているということでございます。

政府におきましては、これが大きな社会問題になっていることも踏まえまして、昨年7月に総理から指示があり、薬物乱用対策推進会議というところで緊急対策をまとめて、あらゆる点で対策を取るようということで進めているということでございます。

ちなみに、数字といたしましては、平成24年4月、この時点では指定薬物に指定されている薬物というのは68の物質だけであったものが、昨年末、平成26年12月現在、約2年半で1400の物質が指定されているということで、極めて巧妙に物質を変えて、こういうものを輸入しようという動きが出ているということでございます。

3ページ目にあります指定薬物については、一番右の列の薬物関係に関する関係法令上の取扱いというところをご覧くださいますと分かりますとおり、輸入等が一般的に禁止されているということでございます。

詳しくは、16ページに關係の条文が付いてございます。法律の名前としては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律というものでございます。第

2条第15項に指定薬物の定義がありまして、その下の第76条の4というところをご覧くださいますと、指定薬物は、特定の用途、医療等の用途であれば輸入してもいいということですが、医療等の用途以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与等してはならないということで、現在、社会問題化しているのは、当然、こういった許可を得ずに輸入しているということで、明らかに違法な薬物ということでございます。

3ページ目に戻っていただき、表をご覧ください。こちらの指定薬物が、この一番右の列にある、今ご覧いただいた薬物関係の法令では輸入等が禁止されているということですが、実は現在、この右から2番目の列、関税法上の取扱いというところをご覧くださいますと、バーになっております。有り体に申しますと、麻薬あるいは大麻、これに関しては、ここに書いてありますとおり、関税法上、輸入が禁止されており、税関長が、有無を言わず没収するということができるという仕組みになっております。逆に言えば、今、指定薬物についてはその網がかかっていないということがあり、税関長はこれを没収できないという状態になっているということでございます。犯罪集団はここを狙って、税関長が没収できないものを送ってきているということでございます。

財務省、厚労省とも整理しまして、いずれにしても、薬物関係法令上の輸入禁止には当たるということでございます。私どもが所管しているのが、そのもう1つ左側、万国郵便条約という条約がございます。これは、国際郵便物を各国間でやり取りするための国際共通ルールというものでございますが、この中に郵便禁制品というものを定めておりまして、ここがございますとおり、受取人に配達せず、差出元に返送しないということが書いてあります。

条約上は、左側のゴシックで書いてあるとおり、名宛国において禁止されているその他の不正な薬物。日本に入ってくるもので言いますと、名宛国というのは日本でございます。中国発日本宛てであれば、差出国が中国で、名宛国は日本。日本において禁止されているその他の不正薬物、すなわち指定薬物は、薬物関係の法令で禁止されているので、条約上、これは配達もしないし、返送もしないという取扱いになっているということで、現に実際に配達せず、なおかつ差し戻しもしないというオペレーションをしております。

しかしながら、実態上、どういうことかということを申しますと、輸入を試みる人たちは、関税法の扱いというものを知っておりますので、関税法上、没収されないはずではないか、輸入が許可されないのであれば差し戻しをしてくれと。有り体に言いますと、たくさん送って、何個か通ればいいわけですね。なので、通らないんだったらもう1回戻してくれということで、外国の差出人に戻してくれというクレームと申しますか、そういったものが日本郵便の方に実際として寄せられているということがございます。

17ページをご覧くださいますと、現在、国際郵便約款第1条第3項に、約款に定めのない事項については、郵便に関する条約、法令又は一般の慣習によりますというセービングクローズが置いてあります。税関検査につきましては、第98条に、税関検査に付されますとございます。なおかつ、第4項に、税関検査に付される郵便物の検査の際に税関が

行った決定について、いかなる責任も負いませんということで、要は税関が没収できる麻薬を税関が没収した場合に、それは責任を負いませんということは明記されておりますが、指定薬物、要は税関が没収という決定ができないといったときに、ある意味、条約に基づき処理しますということで、条約に基づき、送らない、配達しない、差し戻しもしないという扱いをしています。ここはきちんと明確化した方がよからうということが今回の申請の背景、考え方でございます。

ですので、具体的なオペレーションが変わるわけでもなく、何か契約の取扱いが変わるわけでもないんですけど、条約あるいは法律の規定に照らして、今こうしているものを約款の中にきちんと書き込むというのが今回の申請の内容でございます。

このとおり、危険ドラッグの話から今回の約款の改正を検討したわけですが、当然、従来から輸入が禁止されている麻薬ですとか、あるいは3ページ目に書いてあるわいせつな又は不道德な物品、あるいは爆発性の物質、それ以外にも、いわゆる知的財産を侵すような物品等、これらについては同様に、当然、税関長が没収すると配達も差し戻しも当然できないので、当たり前のことですけれども、それをきちっと約款上、書き込もうというのが今回の申請の内容でございます。

具体的な申請の内容は、資料38-5の最後のページをご覧くださいと分かりやすいかと思いますが、第98条第4項から第6項です。外国来の郵便物について、税関検査の際に、法令で輸入等が禁止されている物が発見された旨税関から通知を受けたときは、当社は、当該郵便物を受取人に配達せず、差出元に返送しません。これらの郵便物は、法令に基づいて、取り扱われます。さらに、税関の行った決定及びその取扱い、関係法令に基づく処分等について、いかなる責任も負わないということをきちんと明確化したいという申請の内容でございます。

先ほども申し上げたとおり、基本的に不正薬物等につきましては、条約上、受取人、差出人に返送しないということが条約の約束となっております。説明資料の3ページ目をご覧くださいますと、その他の様々な輸入禁止物品、拳銃等あるいは特許等の侵害物品等におきましては、条約の規定をご覧くださいますと、差し押さえられた場合は差出国に通報をなささいということが書いてありまして、条約上、配達もしないし、返送もしないということは明確に書いておりませんが、当然、各国の法令で差し押さえられたら、それは通報してくださいということであり、これについて条約を担当している国際機関に確認したところ、当然、それは配達せず、差出元に返送しないということを、各国がそういう取扱いにすることを、当然、この条約は予定していますという解釈でしたので、今回の約款の中で、配達しない、返送しないということを明確に書くということが適当と考えております。

また、そういった場合の免責についてでございますが、8ページ目の下のところ、万国郵便条約に、加盟国及び指定された事業者は、次の場合には、責任を負わないと規定されています。この指定された事業者というのが、日本で言うと日本郵便株式会社になるわけ

ですが、この禁制に抵触する場合、あるいは税関の行った決定については責任を負わないということは国際条約上の約束ということでございますので、これを約款の中を書くということは、条約で決まっていることをそのまま書いているものでございますので、何ら問題ない内容ではないかと思っております。

なお、参考までに、これは総務省の担当にはなりません、先ほど3ページ目でご説明した指定薬物につきまして、税関長が没収する権限がない点につきましては、今通常国会に関税法の改正案を財務省が提出しております、この指定薬物についても麻薬と同様に、当然、没収するというので、財務省も法令上の手当てをするということをしております。

このように、役所ごとにできる対策をすべてするという対策の一環で、今回の約款についても認可をいたしたいというものでございます。

資料の4ページ目が審査結果ということでございまして、審査項目が法律、省令等に定められておりますけれども、ロの配達、転送等に関する事項ということで、配達しないということを定めるものでございますが、これは条約あるいは関係法令の規定に照らし適正なものであると考えられることから、適当であると考えてございます。

また、二の会社の責任に関する事項ということで、責任を負わないということを明記するというのでございますが、これも先ほどご説明したとおり、条約の規定に書いてあることをそのまま明記しているということですから、適当と考えております。

また、不当な差別的取扱いにならないかということですが、これは特定の、どなたが受取人かということではなくて、物に着目して、こういった取扱いをするということを決めておりますので、特定の者に対する差別的な取扱いにも当たらないと考えておまして、適当ということで、認可をいたしたいということで、諮問させていただいているものでございます。

何卒ご審議をよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

後学のために1点、教えていただきたいんですが、説明資料の3ページ目に、差し押さえられた場合に差出国に通報するという項目がありますが、これは、今のルールで言いますと、日本では総務省ですか、それとも、日本郵便株式会社ですか。相手国は万国郵便連合の、いわゆる加盟国に通報するということですか。

また、先方の国に、差し押さえられたことを通知し、なおかつ、もし相手側から返してくださいと言われたらどうするかという、いささか厄介な質問ですが、後学のために教えていただければ幸いです。

○川野国際企画室長 はい。せっかくの機会ですので、資料の5ページ目に、国際郵便の仕組みという資料がございます。一般論が書かれているものでございますが、国際郵便、万国郵便連合という機関がございまして、先ほど申しました万国郵便条約というものが19世紀から、前島密の時代から定められておまして、諸国民間できちんと通信あるいは

物の輸送をしていこうと、各国の指定された事業者の間で、国際郵便が交換されております。

この万国郵便条約の基本的な仕組みは、先ほども申しましたが、指定された事業者というものを各国は1者ないし地域によっては2者、3者、指定するのですが、基本は、誰がこの条約のオペレーション上の義務を負うのかということ指定するということになっております。日本の場合は日本郵便株式会社が特殊法人として郵便の業務を取り扱うということになっていきますので、日本郵便株式会社が、この指定された事業者ということになります。

各国にこういった指定された事業者というのがございます。アメリカですとUSPS (United States Postal Service)、英国ですとロイヤルメール、フランスですとラ・ポストといった事業者がございます。これらの中で、基本的には物のやり取りが日頃、行われ、それに付随する様々な連絡、いわゆるオペレーション上の連絡が行われているというものでございます。

具体的にご質問のあった点を申し上げますと、9ページに関する条文がございます。通常郵便に関する施行規則、小包郵便に関する施行規則というものでございます。通常郵便というのは、国際条約上、いわゆるはがきとか手紙みたいなものをイメージしていただければと思います。ただ、封筒の中に一部小さいものが一応入れられることになっておりますので、この中で違法なものが見つかるということもある。小包は、いわゆる箱に入れた国際小包というイメージをしていただければと思います。

万国郵便条約は、郵便物をきちんと流通させようということが基本的な概念としてございます。ただ、先ほど申しました麻薬だ何だといったものは、引き受けないということが条約で決まっている。万一、引き受けてしまった場合、制度上、通常郵便に関する施行規則第149条第4項に定める、誤って引き受けられた郵便物として取り扱われます。日本では麻薬は駄目です、あるいは指定薬物も駄目ですということは、各国に通知をしております。例えばアメリカのUSPSは、日本にはこういうものは送ってはいけないということを、郵便物を引き受ける時、アメリカの郵便局でお客さんが郵便物を出してきた時に、日本宛てにこれは出せませんということになっております。

ただ、実際上は、そこが誤って引き受けてしまうということがあるといことで、制度上、こういった形で、誤って引き受けられた郵便物という形になっております。これが差出人に返送されず、かつ受取人に配達されない場合、先ほど申しましたとおり、税関で止まって戻ってこないという場合には、差出側の指定された事業者は遅滞なく通報を受けなければならないとなっております。

このやり取りは、指定された事業者間でやり取りがなされるということになります。ですので、税関がノーと言ったものは、日本郵便株式会社がその通知を受けて、日本郵便株式会社が、この郵便物については駄目でしたよということをちゃんと差出元の指定された事業者には知らせようということが、この条約上、決まっているということになります。

ます。当然、差出元の事業体は、日本の、いわゆる水際当局からノーと言われたという連絡が日本郵便株式会社から公式に来ましたから配れませんでしたということを差出人に通知するという仕組みになってございます。

○樋口分科会長 よく分かりました。ありがとうございます。何かご質問はございますか。多賀谷委員。

○多賀谷委員 余計な質問ですけど、これはあくまでも指定された事業体についてのお話でして、例えばF e d E xとか日本の国際宅急便等が同じようなことをした場合には、この約款の適用はされないという理解でよろしいでしょうか。

○川野国際企画室長 はい。現在お諮りしている約款自体は、日本郵便株式会社の業務、日本郵便株式会社と日本郵便株式会社の利用者との間の契約のひな形となる約款ですので、他社のオペレーションを決めているものではないということでございます。

ただ、当然、先ほど申しました関税法とか薬物関係法令はすべての物にかかっておりますので、当然、それを水際で止めるということでございます。

○多賀谷委員 それはそうですけど、万国郵便条約というのはF e d E xとか宅急便には適用されないということですか。

○川野国際企画室長 はい。適用されません。

○樋口分科会長 そのほかに、ご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

ございませんので、諮問第1113号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、そのように答申することといたします。

以上で、用意されました審議議題は終了しましたがけれども、この際、各委員から何かご質問とかご疑問とかご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、皆様方、どうぞよろしく申し上げます。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、本当にありがとうございました。以上で閉会といたします。

閉 会